

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社旭紙工所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 渡邊 俊介
- (3) 所在地：静岡県富士宮市外神 2 1 9 1 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (20 件)

- 平成 3 0 年 7 月 2 5 日認定 「認 1806025044」 「認 1806025045」 「認 1806025046」  
「認 1806025047」
- 同年 9 月 1 9 日認定 「認 1806037553」 「認 1806037554」 「認 1806037555」  
「認 1806037556」
- 同年 1 2 月 3 日認定 「認 1806040951」 「認 1806040952」 「認 1806040953」  
「認 1806040954」
- 令和 元年 5 月 2 7 日認定 「認 1906006587」 「認 1906006588」 「認 1906006589」  
「認 1906006590」
- 同年 1 0 月 1 8 日認定 「認 1906027622」 「認 1906027623」 「認 1906027624」  
「認 1906027625」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 3 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。